

会 務 月 報

第385号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成26年11月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成26年11月28日(金)
13:30~16:30
2. 場 所 日事連会議室
3. 理事総数及び出席理事数 総数32名、出席数27名
4. 出席者及び欠席者の氏名
出席者
会 長 大内達史
副 会 長 宮原克平、富岡 學、佐野吉彦、田畑光三、
朝岡市郎、井上精二
専務理事 高津充良
常任理事 遠藤正幸、栗原憲昭、佐々木宏幸、仲元典允、
山本康一郎
理 事 秋野卓生、池田修平、大谷秀逸、金子敏夫、
河野 久、澤木英二、鈴木眞生、中山茂樹、
村岡健治、村山高文、山木 茂、横須賀満夫、
吉田 敏、渡邊淳悦
監 事 東條正博、堂田重明、宮原浩輔
事 務 局 前田敏明事務局長兼総務課長、戸谷泰子会誌編
集担当課長、鈴木雅之業務課長、
千浜民子企画調整担当課長、吉田茂調査役
欠席者
常任理事 香月直樹
理 事 浅野善治、神田重信、小林忠志、富田 裕
5. 議 事
(1) 議長の選任 大内達史会長が議長に選任された。

(2) 議事録署名人の確認

定款第45条第2項の規定により、議事録署名人は以下の者であることが確認された。

大内達史会長、東條正博監事、堂田重明監事、
宮原浩輔監事

(3) 議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件

(11月20日常任理事会決定)

①第122回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等の決定の件

資料1のとおり12月4日12時30分から17時まで、銀座東武ホテルにおいて、政経フォーラム及び建築士事務所協会全国会長会議を実施することを常任理事会で決定した旨、事務局より説明がなされた。

以上の常任理事会で決定した事項について、議長より諮ったところ、異議なく、資料1のとおりこれを承認した。

2) 平成26年度上半期事業報告及び決算報告の承認の件

高津専務理事及び各常置委員会委員長より、資料2-1及び資料2-2によって次の趣旨の説明がなされた。

上半期は、建築士法に規定された法定団体として、自律的監督体制の確立に向け、単位会、関係団体とも連携を図りつつ、各種事業に取り組んでいる。

上半期の決算については、一般会計では、予算に対し、講演講習会収入が110%の実績率、講演講習会費支出が76%の実績率となっているが、これは予算作成段階では金額が確定していなかった既存住宅現況検査技術者講習にかかわる収支が発生したためである。また、事務手数料収入が146%の実績率となっているが、これは賠償責任保険のオプションプラン創設の増収によるものである。なお、この事業報告及び決算報告は、11月13日の総務・財務委員会、11月14日の監査会及び11月20日の常任理事会で協議したものである。

宮原監事より監査報告が次のとおり行われた。

①事業報告書の内容は、真実であると認める。

②決算報告書の内容は、適切であると認める。

③理事の職務遂行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実の有無については、指摘すべき事実はない。

議長より、上半期事業報告及び決算報告の承認について諮ったところ、異議なく、資料2-1及び資料2-2のとおり承認し、12月4日に開催する第122回建築士事務所協会全国会長会議に報告することとした。

3) 平成27年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員の承認の件

佐々木総務・財務委員長より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

前年度に引き続き、対象建築作品、応募資格者及び応募手続き等について従来どおりの募集要項で実施する。今回の主な変更点は、年度が変わったことによる対象建築作品の竣工年月日の期間及び応募締切日等である。また、受賞者から提出された作品写真の取り扱い等を明確にさせる他、一部具体的な表現を加える等、募集要項をより明確なものにした。

委員長には、委員を5年務めた富永讓氏が就任し、委員は、石堂威氏は留任、その他の5名は新任である。

議長より、平成26年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

4) 第39回全国大会運営特別委員会の設置及び委員の承認の件

佐々木総務・財務委員長より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

平成27年度の全国大会(茨城大会)の実施に向けた企画、立案等のために特別委員会を設置し、2月上旬頃より活動を行いたい。委員は、主管会(茨城会)が所属するブロック選出副会長を委員長、主管会会長を副委員長とし、総勢7名で構成する。

議長より、第38回全国大会実行特別委員会の設置及び委員構成の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認

した。

5) 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類の改定等の検討状況の承認の件

高津専務理事より、資料5-1~3によって次の趣旨の説明がなされた。

四会契約書類については、建築四会(日事連、士会連、JIA、日建連)の委員で構成される「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会」(事務局:日事連)を平成24年度に発足・常設させ、時局にあった建築設計・監理等業務委託契約の検討を行っている。

同調査研究会では、国土交通省建築指導課の担当官と調整し、新たに小規模建築物向けのもの及び従来版のもの2つについて、改正建築士法で義務付けられる書面の義務化等に対応する四会契約書類を年内に完成させるよう作業を進めている。

秋野理事より、以下の趣旨の意見が出された。

平成25年12月に消費者裁判手続法が改正され、消費者から集団訴訟を起こすことができるようになった。戸建て住宅の業界等では、業者側有利の契約書が多いが、集団訴訟を起こせる適格消費者団体から、民法の規定よりも業者有利な契約約款は消費者に不利益な約款だとして是正申し入れ請求がなされる場合がある。このようなことを避けるためにも、適切な契約約款を使用する意義がある。

また、河野理事より、約款の文章が分かりにくい箇所もあり、もう少し整理してはどうかとの意見が出された。

大内会長から、基本的には検討会で検討を進めてきたものではあるが、細部については頂いた意見を参考に、検討会及び国交省と調整していきたい旨回答がなされた。

議長より、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類の改定の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

6) 改正建築士法の施行に向けた報酬基準に準拠した契約の締結に関する建築3会共同要望活動実施の承認の件

高津専務理事より、資料6によって次の趣旨の説明がな

れた。

6月に可決成立・公布された改正建築士法において、設計・工事監理の契約にあたっては、国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化が規定された。この規定を実効あるものとするため、法施行前に建築三会（日事連、士会連、J I A）は中央レベルと地方レベルで、官公庁、地方自治体及び民間団体に対して、この規定の周知徹底及び業務報酬基準（告示第15号）に準拠した契約締結の徹底を年末年始にかけて要望する。

議長より、改正建築士法の施行に向けた報酬基準に準拠した契約の締結に関する建築3会共同要望活動の実施について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

7) 報酬基準に準拠した契約の締結に関連する倫理規程の承認の件

高津専務理事より、資料7により、改正建築士法に合わせ、既存の倫理規程モデルのうち「適正な報酬」に関する内容を一部修正したい旨の説明がなされた。

議長より、報酬基準に準拠した契約の締結に関連する倫理規程の修正について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

8) 日事連事務局が加入する東京建築設計厚生年金基金の法改正への対応の承認の件

事務局より、資料8により次の趣旨の説明がなされた。

改正厚生年金保険法が平成26年4月に施行され、全ての厚生年金基金は、新制度へ移行するか10年以内に解散を余儀なくされることとなった。日事連事務局が加入する東京建築設計厚生年金基金は、代行割れ基金ではないが、改正厚生年金保険法の存続基準を満たすことは難しいため、給付水準及び掛金負担のバランス並びに加入員及び年金受給者の公平性の観点から、解散の上、後継制度を新たに設立する方針を決定した。加入員の将来の受取額が、従来より減るが、後継制度に加入せずに同様の事務を事務局で行うことはほぼ不可能であり、これに代わる適当な制度がないため、解散手続に同意し後継制度に加入することとしたい。

議長より、日事連事務局が加入する東京建築設計厚生年金基金の法改正への対応及び後継制度への加入について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

9) 「国連防災世界会議」への五会共同企画の実施の承認の件

事務局より、資料9により次の趣旨の説明がなされた。

平成27年3月の仙台での第3回会議には、日本建築学会より建築四会（日事連、士会連、J I A、日建連）あてに共同企画参加要請があり、5月の総務・財務委員会及び常任理事会で報告し、6月の通常理事会では、総務・財務委員会等で検討、参加する方向で了承されていた。今般、決定した実施内容は、シンポジウム「いのちを守るまちづくり／家づくり」で、テーマは「都市・建築の領域における復興と防災への貢献」である。一団体当たりの負担額は328,000円の予定である。

議長より、国連防災世界会議への五会共同企画の実施について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

(4) 報告事項

1) 改正建築士法の円滑な施行に向けての対応について

高津専務理事より、資料10-1～5により次の趣旨の説明がなされた。

今回の改正建築士法が、三会の共同提案をベースにしていることから、今後の普及、周知について、三会で懇談会を開催して意見の調整や国交省への働きかけを行っている。建築士の免許証への記載事項の追加について、免許証に勤務先、住所を追加することになると、それらは登録事項となり、住所や勤務先が変わると免許証の書き換え義務が生じる旨、国交省より説明があった。これまでの三会での協議では、日事連及びJ I Aは早急な実施には慎重で、士会連が消費者保護のために必要との意見であり、引き続き調整を行っている。

2) 新国立競技場計画について

大内会長より、資料11によって次の趣旨の報告がなされた。

9月8日の日本スポーツ振興センターとの意見交換を踏まえ、今般、建築関連5団体（日事連、士会連、J I A、東京

会、東京士会)からこの計画に対する見解及び要望書を出す
こととした。その内容は、懸念される課題として、①総工事
費と維持費、②事業スケジュールの見直し、③設計と条件の
見直し及び整備内容である。今後も引き続き協議を進めて行
く予定である。

3) 公共工事品確法の運用指針への意見提出について

高津専務理事より、資料12により次の趣旨の報告がなさ
れた。

改正品確法が6月に公布・施行され、改正後の品確法第
22条の規定に基づき、国は、基本理念にのっとり、発注者
を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者そ
他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情
等に応じた入札契約の方法の選択、その他発注関係事務の適
切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めることとなっ
ている。先般、国土交通省より関係団体宛意見募集があり、
これを受けて単位会に通知し意見を募ったが、意見等は出さ
れなかった。日事連としては、基本問題検討特別委員会の検
討を踏まえ、建築については、土木と異なる実態があること
を踏まえて必要な対応をしてほしい旨の意見提出を行った。

4) 京都会会長からの木造診断補強ソフトにかかる日事連の経 費負担の要望書について

事務局より、資料13によって次の趣旨の報告がなされた。

8月の常任理事会での協議を受けて、9月の業務・技術委
員会で当該ソフトについて協議した結果、京都会及び三重会
が目標に掲げる採算確保の最低販売件数1,000件というのは、
達成があまり見込めないことから賛同せず、他の単位会から
ソフトの必要性、要望等があれば、直接京都会及び三重会へ
申し入れをしてもらうこととし、9月の通常理事会で承認を
得たところである。その後、11月に京都会会長から大内会
長宛、経費負担等について再考を促す文書が提出され、11
月の常任理事会に報告した。

5) 会員・構成員異動報告

平成26年9月末及び10月末の会員及び構成員数等を、事
務局より次のとおり報告した。単位会別構成員数等は資料10

のとおり。

平成26年9月30日現在

正会員46団体、構成員14,932事務所、賛助会員3社

平成26年10月31日現在

正会員46団体、構成員14,934事務所、賛助会員3社

<配付資料>

資料1：第122回建築士事務所協会全国会長会議等のスケ
ジュール及び議事等について

資料2-1：平成26年度上半期事業報告書

資料2-2：平成26年度上半期決算報告書

資料3：平成27年度日事連建築賞募集要項及び選考委員会委
員について

資料4：全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成について
(案)

資料5-1：契約書類改正等への取り組みの現状(概要)

資料5-2：建築設計・監理業務委託契約書(小規模向け)(案)

資料5-3：建築設計・監理業務委託契約書(案)

資料6：改正建築士法の施行に向けて報酬基準に準拠した契約
の締結に関する要望活動の実施の骨子について(案)
他

資料7：建築士事務所協会倫理規程モデル(案)

資料8：日事連事務局が加入する東京建築設計厚生年金基金の
法改正への対応について

資料9：「第3回国連防災世界会議」への五会共同企画の実施
について

資料10-1：改正建築士法の円滑な施行に向けての対応につい
て

資料10-2：改正建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う
関連政令・省令の改正について(概要)

資料10-3：建築士法の一部を改正する法律について経緯等の
説明資料

資料10-4：免許証記載事項の追加(勤務先・住所)に関する
検討の結果について(報告)

資料10-5：一級建築士の処分基準の見直しについて

資料11：日本スポーツ振興センター宛見解及び要望書の提出について

資料12：改正後の品確法に規定する「発注関係事務の運用に関する指針」（骨子案）についての資料他

資料13：京都会及び三重会からの木造診断・補強ソフトにかかわる日事連への提案への対応経緯他

資料14：会員・構成員異動報告書

■第12回基本問題検討特別委員会議事概要

日 時 平成27年1月16日（金）

9：30～12：30

（特別委員は10：30から出席）

会 場 日事連会議室

出席者

委員長：大内達史

副委員長：佐野吉彦

委員：三栖邦博、八島英孝、遠藤正幸、佐々木宏幸、山木 茂、
宮原浩輔、児玉耕二、高津充良

特別委員：秋野卓生、浅野善治、河野 久、富田 裕
（特別委員は議事2から出席）

事務局：前田、鈴木、千浜

<配付資料>

第11回基本問題検討特別委員会議事概要

資料1：公共建築設計懇談会資料

資料2-1：四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類の改正版の発行に係る報告について

資料2-2：建築士事務所間の契約について

資料2-3：建築3会による建築士・建築士事務所向け改正建築士法講習会の実施について（企画案）

資料2-4：改正建築士法の施行にあたり、中央及び地方の行政、民間団体に対する業務報酬基準に準拠した契約締結の徹底に関する要望の実施について

資料2-5：改正建築士法に係る周知チラシについての資料

資料3：中央建築士審査会報告（宮原委員より）

議 事

1. 公共建築設計懇談会の動きについて

○公共建築設計懇談会意見交換会での検討状況について、宮原委員より資料1に基づき報告がなされた。主な概要は以下の通り。

・設計・施工一括方式のシュミレーション、多様な契約方式の適用フローなどが示された。設計施工一括方式となる場合、どのようなものがあるのかの中間の報告とのことである。次回、1月29日にもう一度意見交換会を行う予定である。

○次のような意見交換を行った。

- ・士会連などでは三会で意見を出した方が良いのではないかなどの意見が出されていた。
- ・土木と建築とを切り分けてほしいという意見を出しているが、設計・施工一括からはじまってしまう。分離発注が普通というようにしないといけない。
- ・日建連の状況をいうと営繕から連絡があり設計・施工一括を民間ではどのように行っているかについての意見交換を行った。
- ・設計・施工の分離発注に問題点があるのかということを確認にしないといけない。なぜいまデザインビルドなのか、問題点をはっきりしないと答えが出てこない。入札方式の導入・活用については年度内にもガイドラインが出される予定である。設計三会で意見をまとめて出すべきである。
- ・複雑な施工ということになるとデザインビルドになってしまう。
- ・地方では、県でもあまりデザインビルドは考えていない。
- ・国立競技場の場合には、まず第一に工期、建設費をゼネコンで決めて必要があればゼネコンに設計者を決めてもらう。それは違うと考える。東京からこの方式が地方へ波及するのは問題である。三会で合同して意思統一していく必要がある。
- ・発注側の技術力が低下しているということもあるかもしれない。

○意見交換の結果、三会の会長会議等で議題にあげて検討し、次回1月29日の公共建築設計懇談会で意見の表明を行って

いくこととした。

2. 建築士法改正施行への対応状況について

○資料2-1～2-3により高津委員、事務局より建築士法改正施行への対応状況が説明された。

主な概要は以下の通り。

- ・資料2-1は四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類の改正版の発行についてであり、士法改正に向けた改正を行い、2月末の発行を目指して準備中である。この委員会ですべての意見についてはWGで検討している。
- ・資料2-2は、建築士事務所間の契約についてであり、建築士事務所間では契約を交わさず、口頭や注文書等での契約を行っている場合が多いことから、法改正にあわせた書面の様式を検討している。
- ・資料2-3は建築三会による建築士・建築士事務所向けの改正建築士法講習会の実施についての企画案で、三会で共同して講習会を行うことを企画した。

○次のような意見が出された。

- ・建築士事務所間の書面による契約はほとんど行われていないのが現状である。JSCA、設備設計事務所協会とも連携して書式が出来ると有り難い。
- ・資料2-2の8ページの「再委託はしない」というのは一つの例か。
→一つの例である。
- ・講師は行政担当者か。
→1月末に単位会に案内を出す予定であるので、その後に行行政に諮ってもらう予定である。
- ・講義の内容に「無登録業務の禁止」は入っているのか。事務所協会で講習を行うのであれば法改正の経緯と意義でふれるなど改正の主旨が素人でもわかるようにした方がいい。
- ・講習会の内容の統一はどうか、行政担当者も人により重点の置き方が違う。必ずこれだけは話してほしいということ伝えておくべきである。

○資料2-4により高津委員より建築主向け・建築士向け周知チラシについて、三会で共同して意見をまとめ、国交省へ提

出した旨、報告された。三会としての意見で盛り込めるものはできるだけ盛り込んでもらいたい旨、依頼したことが説明された。

3. 一級建築士の処分基準の見直しについて

○資料3により宮原委員より中央建築士審査会での一級建築士の処分基準見直しについての状況が報告され、意見交換を行った。主な内容は以下の通り。

- ・処分基準は公開されるのか。
→基準は公開されない。ランク表は公開される。運用については非公開である。
- ・処分基準をどこまで明確にするのか、運用の方法などは明確にすべきである。
- ・処分の運用基準をしっかりと作らなければいけないということは主張しても良い。
- ・処分基準をこれで明確にしたといえるか。3+3が3+1になることはこれでは読めない。
- ・パブコメでどこまでの内容が公表されるのか。
- ・以前、減点をできるだけ行っていくという説明をしていた。おそらくそういったことだけが変わると思われる。

次回委員会日程

平成27年3月12日(木) 9:30～12:30

(特別委員は10:30より)

■第2回総務・財務委員会議事概要

日時 平成27年2月19日(木) 13:30～15:30

場所 日事連会議室

出席者 委員長 佐々木宏幸

委員 池田匠、栗原信幸、相原清安、高橋宏、
車田聡、田中功

担当副会長 宮原克平

事務局 高津専務理事、前田、松谷、阿多

議事

(1) 平成27年度事業計画について

事務局より、資料1によって次の概要説明がなされた。

建築士法に規定された団体としての事業や様々な課題に単
位会及び関係団体と連携して取り組み、建築士事務所の健全
な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じ
て、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。
特に、本年6月に施行される改正建築士法を実効性のあるも
のとするため、関係団体等と協同し、行政と連携を図りなが
ら、法改正の意義等の周知普及活動を推進する。

総務・財務に関する事業計画は以下のとおり。

- ① 構成員の増強活動の推進等組織の拡充
- ② 日事連建築賞の実施
- ③ 第39回建築士事務所全国大会(茨城大会)の実施
・平成27年10月16日(金) 於: 水戸市
- ④ 一般社団法人としての必要な手続及び日事連の運営に
かかわる諸規程等の整備
- ⑤ 建築士事務所の執務環境整備等についての調査・研究
- ⑥ パソコン等を利用した会議の調査・研究
- ⑦ 各種保険制度の運営

協議の結果、資料1のとおり常任理事会に提案することと
した。

(2) 平成27年度収支予算について

事務局より、一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計
収支予算案について資料2-1～3によって次の概要説明が
なされた。

(仮称)改正建築士法講習会を実施すべく検討中であり、当
該予算額については仮の金額としている他、改正建築士法施
行に伴う広報活動のための予算を計上した。また、財政検討
特別委員会での検討結果報告(平成24年11月29日理事
会承認)を基に、支出については、重点的な事業に集中し、不
要不急なものは削等縮減に努めた予算案である。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとし
た。

(3) 旅費規程の変更について

事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

3月14日に北陸新幹線が開業することに伴い、空路適用
地域で旅費を算定し支給している富山、石川及び福井につい
ては、陸路適用地域に変更したい。なお、青森についても既
に新幹線が開通し、陸路が一般的なため、同様に空路適用地
域から陸路適用地域に変更したい。

協議の結果、資料3のとおり常任理事会に提案することと
した。

(4) 平成27年5月からの八丁堀NFビル賃貸借契約更新につ いて

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

前回の総務・財務委員会で、5年の定期契約の方向で事務
局が再度値下げ交渉を行うこととしたが、再交渉の結果、前回
提示の坪単価13,250円(共益費及び消費税を除く。以下同)
から13,150円となった。

協議の結果、5年の定期貸室賃貸借契約を常任理事会に提
案することとした。

(5) 第38回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施結果報 告について

事務局より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

今般の全国大会では、平成26年6月に建築士法の改正が
議員立法により可決・成立したことを踏まえ、建築士法改正
の内容を加え、パーティの名称を「第38回建築士事務所全
国大会パーティ建築士法改正の感謝の集い」として実施した。
参加者は、国会議員本人出席40名、代理出席67名を含め、

総勢820名、収支決算額は1,700万円余であった。

協議の結果、資料5のとおり常任理事会に報告することとした。

- (6) 第39回建築士事務所全国大会（茨城大会）実施要項について

事務局より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

大会テーマを「復興の喜び」、大会スローガンを「章往考来のこころに学ぶ」として、10月16日に水戸市の茨城県立県民文化センター及び水戸プラザホテルを会場として開催する。大会行事は、対談、基調講演、大会式典、日事連建築賞作品展示、記念パーティ等を行う。大会参加費は4,000円、記念パーティ参加費は12,000円、収支予算額は4,840万円である。

協議の結果、資料6のとおり常任理事会に提案することとした。

- (7) 第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）の開催日程等について

事務局より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

平成29年度第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）の主管会となる和歌山会より、開催日を平成29年10月6日とし、和歌山県民文化会館を会場として実施したい旨の連絡があった。

協議の結果、資料7のとおり常任理事会に提案することとした。

- (8) 建築士事務所全国大会の地方と東京の隔年開催について

事務局より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

前回の総務・財務委員会で、各委員を通じブロック協議会等で議論してもらい、その意見等を参考に改めて協議することとし、今般、委員会に先立ち意見を提出してもらったが、ブロック・単位会の地方と東京の隔年開催についての意見は、様々であった。

協議の結果、前回の委員会までは隔年開催を中止し、毎年地方で開催との意見が多かったが、その場合、2年に1度日事連の負担が900万円余増えることから、委員会としての

結論は出さず、常任理事会で協議することとした。

- (9) 建築士事務所の執務環境整備、社会保険未加入対策等について

宮原副会長及び事務局より、資料9-1～2によって次の趣旨の説明がなされた。

建設産業においては、近年技能労働者の賃金が低下し、若年者の入職が大きく減少している。一方、高齢化が進み、将来の建設産業自体の存続が危惧される状況に立ち至っている。若年者が建設業への入職を避ける一番の理由は、給与水準の低さであり、また、最低限の福利厚生であり法令により加入義務のある社会保険に未加入の企業が多いことも大きな原因の一つである。こうした状況を踏まえ、国土交通省では、社会保険の未加入対策及び社会保険への加入の徹底を図る観点から、公共工事設計労務単価を設定し、技能労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険への加入の徹底等について、大臣から建設業団体トップへの直接の要請を行い、また、社会保険未加入対策推進協議会を設置し、国交省・建設業団体双方で取り組んでいる。

1月19日に開催された第4回社会保険未加入対策推進協議会に、国交省の要請により、発注機関側のオブザーバーとして宮原副会長等が出席したところである。

建築士事務所においても、建設産業と同様の問題を抱えており、大学の建築学科を卒業しても、建設会社、ハウスメーカー及び不動産会社等、建築士事務所以外の業種に進む学生が増えている。それにもかかわらず、業界として入職を促すような対策がほとんど取られていなかったといっても過言ではなく、日事連においては建築設計業の存続のためにもこの問題に取り組んでいかなければならない。

対策の手始めとして、新年度より総務・財務委員会のもとにワーキンググループを設置して検討したい。

委員より、自分の県では2年後を目処に、社会保険未加入事務所は競争入札参加資格を与えないと言われた。このような動きが増えていくのではないかとの発言がなされた。

協議の結果、ワーキンググループを設置することを常任理事会に提案することとした。

(10) パソコン等を利用した会議の開催について

宮原副会長及び事務局より、次の趣旨の説明がなされた。
日事連で常置委員会を1回開催すると、旅費が30万円から50万円程かかり、特別委員会や専門委員会を加えると、旅費だけで年間1千万円を超えている。特に常置委員会は、各ブロックから委員を推薦し全国から東京に集まるため、旅費削減が困難であり、また、委員の出張にかかる負担も少ない。

そこで、パソコンによるテレビ会議システム等を利用することにより、東京に委員が集まらなくても機動的な実施を可能にし、併せて旅費の支出削減を図ることを目的に、新年度より総務・財務委員会のもとにワーキンググループを設置して検討したい。

協議の結果、ワーキンググループを設置することを常任理事会に提案することとした。

(11) 平成27年度の主な会議日程（予定）について

事務局より、資料10によって平成27年度の主な会議日程について報告がなされた。

(12) その他

五会共同企画による国連防災世界会議への参加について、事務局より、次の趣旨の報告がなされた。

3月14日に仙台で開催される第3回会議の建築五会（日事連、学会、士会連、JIA、日建連）の共同企画実施内容は、シンポジウム「いのちを守るまちづくり／家づくり」、テーマ「都市・建築の領域における復興と防災への貢献」に決定した。日事連からは、岩手会の鍋倉副会長兼専務理事が講演者として「建築復興支援センターの活動」について報告する。

次回委員会開催予定

平成27年5月19日（火）13：30～16：30

(配付資料)

資料1：平成27年度事業計画書（案）

資料2-1：平成27年度収支予算書（案）

資料2-2：平成27年度一般会計予算内訳書（案）

資料2-3：平成13～27年度末（予算）当期損益と特定資産残高

資料3：旅費規程の変更について

資料4：平成27年5月からの八丁堀NFビル賃貸借契約更新について

資料5：第38回建築士事務所全国大会（東京開催）実施報告書

資料6：第39回建築士事務所全国大会（茨城大会）実施要項（案）

資料7：平成29年度第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）開催日等について

資料8：全国大会の地方と東京の隔年開催について

資料9-1：建築士事務所の執務環境整備、社会保険未加入対策等について

資料9-2：第4回社会保険未加入対策推進協議会資料

資料10：日事連・平成27年度主な会議日程（予定）

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成27年

4月20日 既存住宅の活用に係わるWG

21日 広報・渉外委員会

22日 業務・技術委員会

低炭素化・省エネルギー化対応WG

24日 四会約款解説書編集WG

5月 8日 五会会長会議

13日 指導運営委員会

■平成27年3月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成27年3月1日～3月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,029	- 5	4,648	22.1%	246	+ 4	23.9%
青 森	174	- 2	987	17.6%	37		21.3%
岩 手	273	- 1	1,068	25.6%	65		23.8%
宮 城	362	- 3	2,169	16.7%	80		22.1%
秋 田	147	- 4	1,137	12.9%	42		28.6%
山 形	177		1,233	14.4%	54	+ 2	30.5%
福 島	227	- 1	1,668	13.6%	62	+ 1	27.3%
茨 城	490	+ 1	2,179	22.5%	147	+ 1	30.0%
栃 木	177	+ 1	1,437	12.3%	89	+ 1	50.3%
群 馬	185	- 4	1,890	9.8%	90	+ 1	48.6%
埼 玉	513	- 11	5,158	9.9%	116	+ 1	22.6%
千 葉	425	- 5	3,597	11.8%	117	+ 4	27.5%
東 京	1,546	+ 4	15,730	9.8%	489	+ 10	31.6%
神奈川	762	- 3	6,443	11.8%	194	+ 8	25.5%
新 潟	333	- 2	2,456	13.6%	120	+ 1	36.0%
長 野	447		2,288	19.5%	125		28.0%
山 梨	105		865	12.1%	11		10.5%
富 山	308	- 1	1,317	23.4%	60	+ 1	19.5%
石 川	287	- 5	1,339	21.4%	56	+ 2	19.5%
福 井	234	- 7	1,017	23.0%	56		23.9%
静 岡	461	- 14	3,327	13.9%	135		29.3%
愛 知	563	- 4	5,259	10.7%	133	+ 5	23.6%
三 重	187	- 1	1,337	14.0%	68		36.4%
滋 賀	182	- 1	1,215	15.0%	35		19.2%
京 都	324	+ 2	2,247	14.4%	93	+ 3	28.7%
大 阪	801	- 1	6,699	12.0%	179	+ 1	22.3%
兵 庫	434	- 4	3,777	11.5%	113	+ 1	26.0%
奈 良	114	- 2	983	11.6%	23		20.2%
和歌山	120	+ 2	796	15.1%	27	+ 1	22.5%
鳥 取	90		515	17.5%	46		51.1%
島 根	135	- 3	706	19.1%	73	+ 2	54.1%
岡 山	402	- 11	1,583	25.4%	65	+ 2	16.2%
広 島	345	+ 2	2,462	14.0%	123	+ 2	35.7%
山 口	109	- 1	1,127	9.7%	37		33.9%
徳 島	98	- 1	889	11.0%	14	+ 1	14.3%
香 川	101	- 1	1,153	8.8%	17		16.8%
愛 媛	152	+ 1	1,237	12.3%	34		22.4%
高 知	141	- 3	673	21.0%	24	+ 2	17.0%
福 岡	482	- 1	3,804	12.7%	154	+ 6	32.0%
佐 賀	177		637	27.8%	32		18.1%
長 崎	250	- 2	886	28.2%	44		17.6%
熊 本	217	- 1	1,411	15.4%	93	+ 1	42.9%
大 分	149	- 4	964	15.5%	38	+ 1	25.5%
宮 崎	121		1,101	11.0%	58		47.9%
鹿児島	314	+ 10	1,354	23.2%	84		26.8%
沖 縄	189		1,307	14.5%	57	+ 2	30.2%
計	14,859	- 86	106,075	14.0%	4,055	+ 67	27.3%

※建築士事務所登録数は平成26年9月末日現在の数字である。